

平成 18 年 12 月 18 日

企業会計審議会事務局 御中

全 国 銀 行 協 会

公開草案「四半期レビュー基準の設定について」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

「特定の事業を行う会社に係る第 2 四半期の四半期報告書」の取扱いについて

標記公開草案では、特定の事業を行う会社（金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 に定める上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社）に係る第 2 四半期の四半期財務諸表については、「基本的に中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある」とされている。

銀行などの特定事業を行う会社の当該四半期財務諸表に中間監査基準を適用する場合には、次のような不整合や新たな負担が生じることから、慎重な検討をお願いしたい。

- 1．四半期開示が制度化されるにもかかわらず、第 2 四半期について中間基準を適用することは、本邦固有の制度となり四半期開示制度の枠組みに歪みを生じさせること。
- 2．期末日後 60 日以内に四半期財務諸表の中間監査を完了・開示を行うことになる結果、作成者・監査人の双方に追加的な負担を生じさせること。
- 3．四半期基準が適用される上場の連結子会社・関連会社は、中間基準による財務諸表の作成・監査が強いられる結果となること。
- 4．四半期基準と中間基準の混在により、3 か月情報や各会計期間の監査実務に混乱が生じうること。

以 上